

支部ニュース

2016 年 7 月 No. 512

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 国政に挑戦している同期の弁護士を応援しています・・・・・・・・・・船尾 遼
- 緊急学習会「舛添都政2年と2016年東京都知事選挙」・・・・・・・・・・萩尾健太
- 「わたしたちの政治活動は自由だ。」
 ※早朝リーフ配布の報告・・・・・・・・・・岸 朋弘
 ※代々木総合法律事務所のとりくみ紹介・・・・・・・・・・田中和幸
 ※早朝リーフ配布（東京東部法律事務所）の報告♪・・・・・・・・・・仲里歌織
 ※三多摩法律事務所の取り組み・・・・・・・・・・村松 暁
- 横田基地へのオスプレイ配備問題の連続学習会のお知らせ・・・・・・・・石島 淳
- ブラックバイトの提訴・刑事告訴に関する活動報告・・・・・・・・・・大久保修一
- 沖縄県民大会に呼応する6・19国会大行動に参加して・・・・・・・・・・宮川泰彦
- 韓国民弁との10周年記念シンポへの参加要請（未）
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・鈴木堯博
- 北千住幹事会のお知らせ
- 韓国民弁との10周年記念シンポへのおさそい・・・・・・・・・・萩尾健太
- サマーセミナーの意義と魅力・・・・・・・・・・萩尾健太
- 6月幹事会議事録
- 会費の減免の訂正と請求の訂正

国政に挑戦している同期の弁護士を 応援しています

城北法律事務所 船尾 遼

私と同期の64期の弁護士が国政にチャレンジしています。昨年の8月に記者会見をして早11か月。本人から内々に話を聞いたのが昨年の7月11日ですからちょうど一年間です。

浜通り弁護団や過労死弁護団など多くの弁護団活動に取り組み、同期のエースとして活躍する彼の決意に大きな衝撃を受けました。この業界に私を引っ張り込み、多くの運動や事件に共に取り組んできた彼が弁護士をやめることに動揺しながら、必ず彼を国政に送り込もうと決意しました。

世間に正式な発表があつてからすぐ、同期達と相談して彼を応援する弁護士勝手連の準備会を立ち上げました。通称「ぞえさんクラブ」です。

その後、10月24日に彼の事務所で「ぞえさんクラブ」の設立総会を開催しました。東京都内の同期だけではなく、他県である神奈川、遠く栃木からも同期が駆けつけ、彼を応援したい弁護士達が50名以上詰めかけました。facebookやツイッターの運営も始めました。

年末からは、雇用実態調査という、路上で道行く若者に声をかけてどのような働き方をしているのかアンケートを取る活動に取り組みました。この活動は全都で550人以上の若者たちを対象に地道に行われました。雇用実態調査で衝撃だったのは、労働環境の劣悪さもさることながら、ほとんどの若者が3年以上今の会社で働きたくないという異口同音に述べていたことです。法律事務所に来る依頼者が仕事を辞めたいというのであれば分かるのですが、普通の道行く若者がみな仕事を辞めたいというのはいったいどのような社会だろうかと衝撃を受けました。事務所内にいるのでは分からなかった社会の状況を知ることが出来た活動でした。

国政に挑戦する彼は、この雇用実態調査の結果を受けて「あなたの働き方ブラックじゃない？」というリーフを作り、多くの労働政策を打ち上げました。地に足の着いた要求運動とはこのようなものかと勉強させられました。

その後、2月には「ぞえさんと。憲法カフェ」という憲法カフェを開催しました。これは、国政に挑戦する彼を慕う登録したばかりの68期の弁護士達を中心になって企画した企画でした。また、彼がどのような人か、親しい私たちしか語ることの出来ない彼を紹介しようとパンフレットを作成し、1万部を東京中に配布しました。今はHPにその姿を変えて世に出ています。是非インターネットで検索してください。

3月には「ぞえさんクラブ」の弁護士達も事務局としてがっちり噛んだ「YAMA部」という市民勝手連を立ち上げました。その後は、市民勝手連と共同で街頭宣伝を何度もしたり、なんでも相談会を新宿・池袋・蒲田で開催したりと精力的に活動しました。

6月10日には、「ぞえさんクラブ」の独自企画として渋谷ジャック街宣を行い、十数名の弁護士達が



かわるがわる渋谷駅ハチ公口の前で弁士をしました。

今も何人もの弁護士が市民勝手連「YAMA部」と組みながら新宿で夜8時から肉声でお帰りなさい宣伝をやったり、彼の街頭宣伝を追いかけて盛り上げたり、応援弁士活動をしています。お帰りなさい宣伝では、「時給500円で生活が本当に厳しい。だから応援します」と声をかけてくれた若者もいました。たしかな手ごたえを感じながら運動を前進させています。

私たちは、彼を国政に送るため最後までやれることをやろうと思っています。

この一年間を振り返ると、私たちの運動はそのまま要求実現運動でした。市民の声を聴き、市民と連帯し、市民と一緒に政策をつくり、一緒に政策を考えた人を国政に押し出す。そんな経験がこの国の民主主義を前進させていくのだと思います。

明文改憲さえ狙われるこの情勢の中、現場の、しかも最前線にいた彼に、私たち弁護士の取り組む様々な人権課題を国政に持って行ってもらいたいと思います。どうか最後まで彼のことを応援してください。



緊急学習会「舛添都政2年と

2016年東京都知事選挙」

事務局長 萩尾健太

公費濫用で批判を浴びた舛添都知事が、ついに辞任しました。自由法曹団東京支部は、舛添の公費濫用は、都政における財界・安倍政権奉仕、開発・オリンピック優先、住民無視の姿勢と共通するものとして、辞任を求める声明を発してきました。それも、舛添都知事を辞任に追い込む一助になったものと嬉しく思います。

この事態を受けて、6月22日の幹事会冒頭、「革新都政をつくる会」の會澤立示さんをお招きして、「舛添都政2年と2016年東京都知事選挙」と題する緊急学習会を行いました。少人数でしたが、密度の濃い学習会となりました。以下に、その内容をご紹介します。

1 舛添都政とは何だったのか

(1) 舛添都知事の下、安倍政権の「アベノミクス」＝経済、都市、安保政策と一体となった都政運営が行われてきました。2015年の第4回定例都議会所信表明でも、舛添都知事はその旨を表明したし、2016年東京都予算は、安倍政権の「新三本の矢」に貢献するものと述べました。

(2) また、総経費が明らかでないオリンピックに膨大な都税収入を投入してきました。

オリンピック組織委員会の負担になっていた仮設競技場の負担を見直し、舛添都知事が突然、前言を翻して新国立競技場の解体費・建設費1581億円のうち関連整備費を含む448億円を都が支出すると表明しました。オリンピック総経費は不明であり、どれだけ都民の税金からつぎ込まれるか分かりません。

その一方で、このオリンピック東京招致のために、招致委員会から国際オリンピック委員会委員周辺に2億300万円が送金されており、裏金疑惑が指摘されています。

(3) 「世界一ビジネスのしやすい国際都市東京」で戦後最大の「大都市開発」を行うという財界奉仕の施策をとってきました。

石原都政の「東京構想2000」から続く、財界主導の都心再開発です。

「都市再生」→「構造改革特区」→「総合特区」→「ヘッドクォーター特区」→

「国家戦略特区」→「東京都長期ビジョン」と名は替わりますが、法規制を緩和して再開発をしやすいとするものであり、法治主義との関係でも問題があります。

(4) 福祉・社会保障・雇用・教育の政策をどう見るかは問題です。

「子どもの貧困対策」として680億円を措置したが、その中身は

- a 待機児解消は実現せず、保育士の処遇改善はキャリアアップだけ
- b 介護報酬切り下げで、特養待機者解消できず、介護士もキャリア段位制度のみ
- c 国保料連続値上げ、後期高齢者医療保料値上げの改善なく、滞納処分強化
- d 非正規の正規化は、求職を求める「不本意非正規」に限定し、非正規を和の上では半減化しました。
- e 教育はオリンピックと人材育成が中心であり、4定時制高校廃止、35人学級は行わない、として、

庶民の願いには逆行してきました。

(5) 舛添都知事は、横田基地強化とオスプレイ・安保条約の必要性を強調してきました。

そのもとで、横田基地は“攻撃型”戦争拠点に変貌しました。

舛添都知事は、「安保体制は国と地域の平和に重要な役割、横田もその一翼を担う」との認識を表明しました。

(6) 舛添都知事は、公費私用、政治資金虚偽記載により、知事の資格・人間的資質と品性ゼロを露呈し、辞任に至りました。

2 舛添知事辞任、2016年都知事選挙のたたかい

選挙日程は、告示：7月14日（木）、投開票：7月31日（日）となりました。

今回の都知事選協の特徴と構図としては、自公が推薦した舛添知事が、都民世論と共産党・野党の奮闘で辞任したことは、大きな意義を持つ結果です。この流れで、自公・財界都政を転換するチャンスです。

戦争法反対、立憲主義を守れ、安倍暴走ストップなど32の1人区で野党共闘が実現したもとで参議院選挙が戦われる直後の、新たな流れでの選挙となります。

全国段階での政党の動きが中心となり、市民・4野党共闘で一本化してたたかうという、これまでの都知事選の枠組みとは異なる可能性があります。

短期間の都知事選挙を闘うには、東京の政党・団体・市民などが全力を挙げることが必要です。それを参議院選挙の全国的なたたかいに広げることが大事です。

3 革新都政をつくる会の取り組み（2016年6月20日現在）

市民・4野党共同の一本化による幅広い枠組みでの候補者の擁立を目指しています。

6月28日（火）都知事選挙勝利決起集会（全労連会館）午後6時30分を予定していましたが、幅広い枠組みをつくるため、延期することとしました。

ただし、都知事選に向けた都政分析のパンフレットの作成をしています。

参議院選挙の次は都知事選挙です。頑張りましょう！！

「わたしたちの政治活動は自由だ。」

早朝リーフ配布の報告

東京法律事務所 岸 朋弘

参議院選挙公示前の2016年6月16日、高校生の政治活動に対する関心を広めるべく、四ッ谷駅の側にある雙葉高校前で、リーフレット『わたしたちの政治活動は自由だ。』を頒布しました。参加者は、東京法律事務所の若手弁護士と事務局（カエル含）、新紀尾井町法律事務所の長谷川正太郎弁護士でした。

配り始めてまず感じたことは、高校生と中学生の区別がつかない、とりあえずみんな若い、ということです。自身がすっかり歳をとったことに衝撃を受けながらも（涙）、18歳選挙権の実現により、すごく若い世代が選挙に参加するのだと改めて実感しました（喜）。

高校生の反応は様々で、積極的に受け取ってくれる高校生、受け取らずとも関心を示してくれる高校生、怪しい目で見ってくる高校生、一瞥すらしない高校生、私の頒布状況が悪いことを察して不憫に思って受け取ってくれる高校生等がいました。1つ気になったのは、しばしば聞こえてきた、「私はまだ18歳じゃないから関係ありません。」という言葉です。選挙権がなくても政治活動の自由はあるという事実が膾炙するよう活動していきたいと思いました。

リーフレットの受取状況は総じて良好で、結果として約100部を頒布することができました。

今回の活動によって、高校生の政治活動に対する規制について問題意識を広め、ひいては高校生の政治参加が促進されることを期待しています。



代々木総合法律事務所のとりのくみ紹介

代々木総合法律事務所事務局長 田中 和幸

「6・29中野街頭宣伝、総勢18名で大学生や高校生へ投票をよびかけました！」

6/29水曜日午後3時、中野駅北口の駅前広場に集合し、大学からの帰り道の学生をターゲットにした街頭宣伝をとりのくみました。

「選挙に行こう」のノボリ旗やプラスターを掲げ、事務所の腕章をして、自由法曹団の学生向けリーフと事務所作成の労働問題のチラシの2種類の配布物を配り、ハンドマイクで訴え、併せて戦争法廃止の2000万署名にもとりのくみました。

参加者は事務所員の弁護士8名、事務局8名の16



名。中野区議会議員のいさ哲郎さん、元衆議院予定候補の太田のりおきさんが応援に駆けつけてくださいました。

用意したリーフとチラシは、各150部。約1時間半の宣伝で、ほぼすべて配りきり、署名は3筆を集め、まずまずの反応でした。

早朝リーフ配布（東京東部法律事務所）の報告♪

東京東部法律事務所 仲里 歌織

6月21日（火）、朝7時45分～8時15分、事務所近くの両国高校前で、リーフ「わたしたちの政治活動は自由だ。」を配布してきました。

当日は、事務所員の弁護士10名、事務局4名、総勢14名が参加しました。

事前にプラスターがあると関心を持ってもらいやすい、と聞いていたので、「リーフ表紙や中身を拡大したプラスター、「両国高校のみなさんへ」という呼びかけの紙、事務所の旗」等を持っていきました。当日は、しんぶん赤旗の記者の方に取材に来て頂きましたが、プラスター等を見て、色々工夫されているのですね、と感心されました。

肝心の受け取りはどうだったかというと、当日はあいにくの雨だったのですが、総勢14名もの大人がプラスター等を持って校門前に立っているのは、かなり目立つので、雨の中でも（片手に荷物をもって、片手に傘をさして、両手がふさがっている高校生が多かったのですが）、100部程度受け取ってもらいました♪配布時間30分程度でしたので、かなり良好な配布結果だと思います。

「おはようございます。18歳選挙権のリーフです」「弁護士がつくったリーフです」「高校生の政治活動のリーフです」などと様々に呼びかけをしたところ、表紙に注目して受け取る高校生、にぎやかに配っている雰囲気を見て受け取る高校生、関心を示しつつ様子見な高校生、歩きながら勉強中の高校生、など様々でした。

雨だったのですが、表紙に注目して立ち止まってくれる高校生もいました。リーフ表紙の「自由だ。」に注目したのか、と色々考え、「これ、政治活動の自由のリーフ。どうぞっ！」と、もういちど元気に呼びかけたら、受け取ってくれました。

あと、高校の先生の受け取りも良かったのが印象的でした。

ダイレクトに高校生や高校の先生にメッセージを伝えられる校門前リーフ配布の良さを感じました。リーフをきっかけに、政治が身近な問題だということや、政治活動の自由があるんだということが広まり、高校生が行動する第一歩につながるといいなと思いました（なお、校門前を通る中学生もいましたので、中学生にも広げていけたらいいなと思いました）。



三多摩法律事務所の取り組み

三多摩法律事務所 村松 暁

三多摩法律事務所の村松（６８期）です。

先日、多摩地域の２箇所の高校で、自由法曹団東京支部が作成した１８歳選挙権のリーフレットを、元気よく配ってきました。

リーフレットを配布したのは、始業前の時間帯です。弁護士生活６ヶ月程度ですが、早くも夜型になっていた私は、早起きするのに非常に苦労しました。が、弊所所員に怒られてはなるまいと思い、頑張って起きました。遅刻しなくて良かったです。

早速話が脱線しましたが、立川高校では地域の方を含めて計１１人で、国立高校では地域の方も含めて計９人で配りました。

集まった人たちのチームプレーで、さながら波状攻撃のようにリーフを渡していきました。表紙を見せながら配った人が断られたら、次の人が中身を見せながら配る。友人グループで登校している学生の一人が受け取ったら、次の人が「お友達もぜひ！」と配る。そんなこんなで、賑やかな雰囲気の中、配ったのが良かったのか、受取は結構よかったように感じました。

正門前にある選挙管理委員会の掲示板を見ながら、「（リーフを）もらおうかな」と受け取っていく高校生もいて、関心があるんだなと思いました。中でも個人的に印象に残っているのは、パンフレットを渡すと、「これ、１８歳選挙権のことですよね？」と話しかけてくれた高校生です。その高校生は、今度１８歳になるそうです。話を聞いてみると、どうやら、選挙が近づいているけれど知らないことや分からないことがある様子。始業時刻が近かったので、知りたいことはリーフレットに全て書いてあると豪語するにとどめましたが、もう少し時間があれば話をしたかったなと思います。

高校生は、学校という狭い空間の中で共同生活していることもあり、仮に、自分自身が１８歳選挙権などに興味をもっていたとしても、あまり話をする機会はないんじゃないかと思います。どんな形であれ、配ったリーフレットをきっかけに、少しでも高校生が自分自身の選挙権、ひいては政治などについて話し合うきっかけになればと願ってやみません。



横田基地へのオスプレイ配備問題の連続学習会 のお知らせ

八王子合同法律事務所

石島 淳

昨年11月21日、「オスプレイ反対東京連絡会」の主催でオスプレイの横田基地配備撤回をめざす大集会を開催しました。主催の連絡会には自由法曹団東京支部も事務局団体として加わっています。今年の秋にも同様に集会開催を予定し現在日程調整等の準備を進めております。

連絡会では、この秋の集会に向けて、23区を中心にオスプレイの横田基地配備の問題を広く知ってもらおうと、連続学習会を企画・実施しております。



講師には小泉親司さん（日本共産党中央委員会・基地対策委員会責任者）をお招きし、現在までに5月9日に第1回（新宿区・けんせつプラザ東京で約50人参加）、6月8日に第2回（品川区・荏原第4地域センターで約30人参加）と実施してまいりました。

第1回は、戦争法後の横田基地強化の動向とオスプレイ配備の現状についての講演でした。

防衛予算は安倍政権のもとで毎年増額を続け、今年度は過去最高の5兆円を突破しました。このなかにはオスプレイ4機（447億円）の分も計上されており、軍拡政治が国民の暮らしを直撃しています。横田基地で配備の受け入れ準備が進展し、さらに、兵士や軍属、その家族の増員で住居の確保を基地の外に求める動きもあるようです。

第2回では、羽田空港の離発着便に横田空域が大きな影響があり、木更津のオスプレイ整備拠点化がますます羽田の過密につながっていることが説明されました。日米両政府は、千葉県木更津の自衛隊基地にオスプレイの共通基盤を設置し、ここでオスプレイの定期整備をできるように目論んでいます。現在も、羽田空港からの離発着便は横田基地の空域を避けて迂回したり空域のさらに上空へ上昇し飛び越えて飛行しなければなりません。横田空域が飛行ルートの壁として立ちはだかることで航空路の混雑を生み出しています。木更津の整備拠点化は、羽田の過密化に拍車をかけることになります。多摩地域の横田基地の存在とオスプレイ配備が23区内とも無関係ではないことが分かりました。

横田基地とオスプレイ配備の問題は、まだまだ知られていない実態が多く、広く都民に知らせていく必要があります。

連絡会の連続学習会は、今後は7月20日には第3回を練馬で、以降9月上旬に西部、10月上旬に東部で順次開催予定です。三多摩地域においても開催を計画中です。

また、オスプレイの横田基地配備撤回をめざす大集会を今年も開催します。

今後の学習会や大集会の日程等については、支部ニュースやFAXニュースでお知らせしてまいりますので、ぜひご参加ください。

ブラックバイトの提訴・刑事告訴に関する活動報告

旬報法律事務所 大久保 修一

平成28年6月17日、学生であることを尊重しないアルバイト（以下、ブラックバイト）について、東京南部法律事務所の竹村和也弁護士とともに受任した事件について提訴・刑事告訴状の提出等を行ったので、報告する。

本件は、しゃぶしゃぶ温野菜のフランチャイズ運営会社であるD社が経営する店舗において、学生に対して、暴行や脅迫等の違法行為を用いて、長時間労働・深夜労働・連続出勤等の過酷な労働に従事させ続けた事案である。

原告は、D社経営の店舗のホールスタッフ等として働いていた大学生アルバイトである。大学1年生になったばかりの平成26年5月から、当初は週4日程度、夕方の営業時間のみ稼働していたが、慢性的な人不足から、次第に出勤日や出勤時間を増やされるようになり、授業への出席等にも支障が出始めたため、辞職を申し出たところ、店長から、脅しつけられて辞職を断念させられ、それ以降、暴力や暴言を受けるようになり、開店前の料理の仕込み作業等の業務を押し付けられるようになった。

店長は、原告に対し、パワハラや暴行、脅迫、恐喝等を用いて、原告を自らの都合の良い様に働かせ続け、原告は、平成27年8月11日に退職するまで、4か月間休みなく働き続けることを余儀なくされた。その結果、原告は、大学2年生前期の講義にほとんど出席することができず、出席が必須のテストや実習にも参加できず、単位を全て落としてしまう事態に陥ってしまった。

原告は、当初、組合に加入して、団体交渉を通じて解決を図ろうとしたが、会社側の対応に納得できず、未払残業代等の支払いを求めて提訴等に踏み切った。

また、原告は、就労中、店長から逆手に持った包丁で左胸付近を刺されるなどの被害をも受けているため、先の暴行、脅迫、恐喝等とあわせ、殺人未遂等について、提訴と同日、刑事告訴状を管轄警察署に提出している。今後、刑事事件としての捜査等が進むことで、新たに明らかとなる事実もあるものと考えられる。

民事訴訟では、ブラックバイトの典型的事例として、学業に支障が生じたことについての安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をしている。使用者において、学生アルバイトの知識や交渉力の欠如につけこんで、違法な長時間労働、残業代不払い、損害賠償請求や退職妨害などをしてはならないことはもちろんのことであるが、学生アルバイトであることに配慮せず、正社員と同様の過重な業務負担やノルマを課して、学生の将来を奪うことは許されない。

マスコミやネットニュースでも報道されているので、今後も、事件の推移に関心を持っていただければ幸いである。

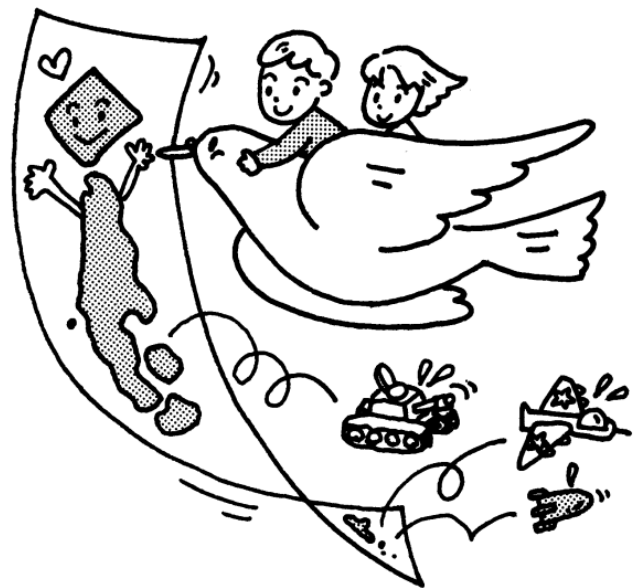
沖縄県民大会に呼応する

6・19国会大行動に参加して。

みやがわ法律事務所 宮川 泰彦

またもや引き起こされた米軍属による女性殺害に沖縄県はもとより、日本全国で強い怒りと抗議の声があがっている。安倍首相も、アメリカ駐日大使も遺憾・再発防止を言う。「遺憾」「追悼」「再発防止」は聞き飽きた。沖縄と縁浅からぬ者として黙って見てる訳にはいかない。那覇での県民大会に呼応した「いのちと平和のための国会大行動」に駆け付けた。団の旗の下、荒井団長、須藤支部長も参加し、数多くの団員が参加した。沖縄県民大会に呼応して「女性の殺害徹底糾弾!」「日米地位協定の抜本改定!」「海兵隊はいますぐ出ていけ!」などのコールが続いた。沖縄県民大会は6万5000名(目標5万人)が参加していること、連帯する集会が各地で持たれていることなどが報告された。奥武山競技場での翁長知事のあいさつが実況中継された。彼は、日米地位協定の抜本見直しを訴えるとともに海兵隊の撤退を訴えた。彼が海兵隊の撤退に言及したのは、初めてだそうだ。

「殴り込み部隊」を自称するアメリカ海兵隊の本質と人の命との関係、海兵隊が何故沖縄に配置されているかについて、分かりやすく訴えていくことの大切さを感じた。



若手弁護士へのメッセージ

東京あさひ法律事務所 鈴木 堯博

「百聞は一見に如かず」

私が弁護士登録をして旬報法律事務所に入所した直後の1972年4月、事務所の豊田誠弁護士に同行して、高崎市のスモン患者Sさん宅を訪ねた。

Sさんは、幼児を育てている若い母親だった。胃腸の不調を治すために病院で整腸剤キノホルムを処方されて飲み続けていたところ、その副作用で足がジンジンする痺れで麻痺し、やがて松葉杖なしには歩けなくなった。

夜中に子供が喉の渇きで泣き出したときが辛いという。会社の残業で疲れ切って眠っている夫を起こさないように気を付けながら、寝室から勝手口まで這って行き、水道の水を入れたコップを子供のところへ持ち帰ろうとするが、這いながら手に持つコップの水はこぼれてしまう。同じことを何度も繰り返した揚句、コップを自分の口にくわえて四つん這いで移動し、こぼれて残り少なくなった水を辛うじて子供に飲ませるのだという。

母が子供に水を飲ませるという一見何でもないことが、Sさんにはできない。私は、Sさんの話を聞きながら、勝手口から寝室までの距離5メートル程の床をじっと眺めた。水の入ったコップを口にくわえ動物のように四つん這いになって必死にコップを運んでいくSさんの姿が目についた。そのとき、人間の尊厳を踏みにじった加害者への怒りが込み上げてきた。スモン患者のために弁護士として自分たちは何をなすべきか、という問題を鋭く突き付けられたように思った。

このスモン患者との出会いは、まさに「百聞は一見に如かず」だった。被害の現場を見るのがいかに大切であるかを学び、これが公害裁判に関わる原点となった。

この年に東京スモン弁護団が結成された。

「公害裁判は被害に始まり被害に終わる」

その後、全国の薬害スモン訴訟が次々と勝利し国民的大運動の展開によって全面解決が実現された。東京スモン弁護団は、水俣病東京弁護団に衣替えをして水俣病裁判に取り組むことになった。そして1984年に東京地裁に水俣病東京訴訟を提起した。

公害裁判を闘うには科学者の協力を得ることが不可欠であるが、水俣病東京訴訟では、患者の立場に立った水俣病研究の第一人者であった故原田正純医師（当時熊本大学助教授）に専門家証人になっていただいた。

その証人尋問で、「先生は、水俣病研究にかくまで深く関わるようになったのはなぜですか。」という質問に対し、原田医師は、「見ちゃったからです。・・・水俣病患者を。被害の現場を。」と答えた。この「見ちゃった」という短い言葉に私は感銘を受けた。被害の現場は、これを真摯に見る人に必ず何かを問いかける。そして、実践に向けての原動力になる。

四大公害裁判以来、「公害裁判は被害に始まり被害に終わる」が鉄則とされている。裁判官が被害と真剣に向き合うようにさせることこそ、原告弁護団の果たすべき重要な役割だ。

今、私は福島原発事故被害弁護団の共同代表として福島地裁いわき支部で原発被害者損害賠償請求訴訟に取り組んでいる。この訴訟では、昨年6月以来、原告本人尋問が行われている最中だ。さらに、今年7月、9月、11月と3回にわたり、裁判所の現場検証が原告の被害地域を対象として次々に実

施されることになった。

この訴訟で「被害に始まり被害に終わる」を着実に実践するために、原告本人尋問と現場検証を是非とも成功させなければならない。まさに弁護団の真価が問われることになる。

「継続こそ力」

困難な課題に取り組むとき、継続すれば達成できると思うことにしている。私はこのことをマラソンから学んだ。

40歳の時、突然ぎっくり腰に襲われ腰痛症になった。腰痛症を治すためにジョギングとストレッチと筋トレを始め、やがて日課になった。今もほぼ毎朝1時間のジョギングをし、おおむね毎月1回はフルマラソン大会に出場している。今年末か来年初めにはフルマラソン完走250回を達成するだろう。フルマラソンを継続してきたことによって、体力・気力・活力が培われたと思っている。

「継続は力なり」よりは「継続こそ力」の方が実感に合う。これが私の座右の銘となっている。

北千住幹事会のお知らせ

7月の幹事会は、北千住の地域で行ないます。

参議院選挙の結果を受けて、今年後半のたたかいを視野に入れた情勢討議を行ないたいと思います。また、北千住法律事務所の団員による事件や運動についての取り組み（足立区役所における戸籍事務の委託問題、戦争法制違憲訴訟、地域での憲法のつどいなど。）をはじめ、東京東部地域での団員の取り組みについて個別報告をいただく予定です。

幹事会の終了後には、懇親会も予定しています。

都知事選の取り組みの真っ最中かとは思いますが、各地からのご参加をお願いいたします。とりわけ東京東部、北部地域で活動をされている支部団員の方々に多数ご参加をいただきたいと思います。

よろしく、お願いいたします。

記

- 日時 7月20日（水） 2時より～ 懇親会 5時半より 「てまえの一步」
- 場所 東京芸術センター会議室2



韓国民弁との 10 周年記念シンポへのおさそい

事務局長 萩尾 健太

自由法曹団沖縄支部から、韓国民弁との 10 周年記念シンポへのおさそいがきました。是非、ご参加下さい！！

自由法曹団沖縄支部と韓国の民弁・米軍問題研究委員会は、2007 年から年一回の平和交流会を実施してきましたが、本年度で 10 年を迎えます。

そこで、10 周年記念行事として、9 月 30 日（金）午前 10 時から午後 6 時半まで、韓国の国会議事堂内において、「東北アジアの平和構築にむけて」を統一テーマにシンポジウムを開催することになりました。

同シンポは、東北アジアの平和を考える機会となりうるものとして、自由法曹団沖縄支部は、全国の団員に対し、同シンポへのご参加をよびかけています。そこで当支部の団員にも御参加下さい、とのこと。

なお、シンポ終了後の 10 月 1 日、2 日は韓国における民主運動の象徴となっている光州事件発生の地である光州への公式観光が予定されています！

去る 6 月 11 日付団通信 1563 号に沖縄支部の白充団員より「民弁交流会 10 周年記念シンポへのお誘い」が掲載されていますので、それをご参考にして下さい。

自由法曹団東京支部としては、6 月 19 日の沖縄女性殺害抗議集会に参加した団員への費用援助を行い、継続的に沖縄吉反対闘争へ連帯していく方針です。その一環として、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

サマーセミナーの意義と魅力

事務局長 萩尾 健太

1 日本の岐路

「戦争か平和か」「改憲か護憲か」「独裁か民主主義か」「管理統制か自由か」「アベノミクスか反貧困か」「アベ不況か景気回復か」「残業代ゼロか残業規制か」「TPP か経済自主権か」「消費税増税か減税か」「軍拡か福祉か」「金権腐敗か公正な政治か」

まさに日本の岐路、いずれかを選択する参議院選挙が直前に迫っている。

2 サマーセミナーの意義と魅力

① 中野晃一教授の講演

今年の選挙の特徴は、安倍政権の悪政を阻止するため、市民に後押しされて野党が共同候補を擁立するなど、かつてない共同の動きが広がっていることである。

そして、この共同の動きを推進した運動の一つに、学者による「立憲デモクラシーの会」がある。その中心メンバーとして戦争法反対、立憲主義回復の市民運動の先頭に立ってきた上智大学教授の中野晃

一さんに、サマーセミナーの基調講演をお願いした。

傍観者ではない、運動の渦中にいる実践者として、そして学者として、その取り組みの決算が出されている時期にされるお話を伺うことは、その後行われるであろう改憲阻止と安倍政権打倒に向けた団員の運動にも大いに寄与することになる。それが今年のサマーセミナーの大きな魅力であり意義でもある。

それだけではない。東京では舛添都知事の突然の辞任により都知事選挙が行われることになった。まだ知事候補も確定していないが、財界と安倍政権に奉仕する都政から住民本位の都政への転換を賭けた重要な都知事選挙である。その総括も含めた重要なお話になるだろう。

② 取り組みの報告と討議

東京支部では戦争法廃止・改憲反対の2000万筆署名が2万筆を超えた。その活動の報告は、これからの改憲阻止闘争にとって大きな意義のあるものとなる。

さらに、東京支部で取り組んできた刑事訴訟法改悪、労働法制改悪、教育・教科書問題についても、各事務所の取り組みを踏まえて2日目に討議する。

都政の公費濫用とオリンピック・道路建設優先、オスプレイ配備、都民いじめの都政の問題も議論することになる。

これらも、選挙の結果を踏まえてどう取り組むか、議論する必要がある。

さらに団員の皆さんが取り組んでいる弁護団事件についての交流は事件活動に大いに役に立つものである。これらもサマーセミナーの重要な意義と魅力である。

③ 大懇親会

さらに、団員相互でさらに腹を割って語りあう機会が恒例の大懇親会である。世代を超えて、先輩の蓄積された経験や新人の新鮮な問題提起を交流でき、おおいに役に立つ。みんなで盛り上がり、夏の活動へ打って出る英気を養おう。

別添の申込書に記載のうえ、Faxして下さい。

○日時 8月26日（金） 13:00～ 27日（土）12:00まで

○場所 ホテルおかだ

箱根湯本駅よりバス→ホテルおかだ（5分程度）

※バスは9:00～18:45まで毎時15分・45分頃に箱根湯本駅を出発します。

○全日程 1万7000円（1泊2食、会議費含む） 夕食懇親会まで1万円、

懇親会より1万5000円

会議のみ3000円

※ 当日現金にて集金します

6 月幹事会議事録

□参院選・衆院選

- ・参院選ー本日公示，7月10日投票

＞・党首討論で安倍がしゃべりすぎ。司会者がコントロールできていない。「共産党は自衛隊違憲」と攻撃。民進党に迫っている。これに対する反論がいまひとつ。話をすりかえるな、と短く返すべき。

- ・憲法改正が争点に？自民党は明文改憲を否定しない。話題を振ると改憲すると言う。公明党はごまかしている。

- ・参院選1人区全32選挙区で統一候補

- ・衆院選をめぐる情勢と選挙協力状況

＞・東京選挙区は、自民党が2人目を出したがあまり有名ではない。護憲勢力が混戦している？

□憲法・平和問題関係

○戦争法の廃止を求める国民的運動

- ・2000万人統一署名運動の状況

☆支部内の状況集約を

＞・6月末を締切に集約して、共同センターに伝える。

7月7日事務局会議までに各事務所に電話で確認する。

- ・戦争法違憲訴訟提訴

○衆議院定数削減

- ・比例4，小選挙区6（0増6減）案成立

○明文改憲の動き

- ・「緊急事態条項」の創設

- ・安倍首相の年頭からの9条2項改憲発言

○南スーダンPKOでの駆け付け警護の問題など

○沖縄関係

- ・女性殺害事件と6.19県民大会

＞竹村団員（東京南部L/O）が参加。費用補助を出す。

サマーセミナーで報告してもらおう。支部ニュースに報告を要請。

国会前でも、県民大会の様子が実況中継された。

- ・日米地位協定の見直し

- ・国地方係争処理委員会

＞国の是正指示が適法か否かについて判断せず。

適法との判断を出すと予想されたので、重要。

裁判所の和解は、違法・適法の判断どちらの場合についてののみ。

判断しない場合の規定はしていなかった。

□労働法制関係

- ・ 残業代ゼロ法案
＞ 参院選後、臨時国会で審議予定。野党４党が対案出しているが、参院選の争点になっていないのは問題。
- ・ 解雇の金銭解決－厚労省検討会での開始（１５年１０月）
＞ 解雇の事例の集積している。勤続年数が上がれば上がるほど金銭解決の水準が高いという傾向が出たというが、全体の１７％にしか当てはまらない。参院選後、具体的に導入に向けて検討を進めるのではないか。
- ・ 安倍の「同一労働・同一賃金」「正規と非正規との間の壁を取り払う」発言
＞ ６・１５に本部の労働法制委員会で検討。
- ・ 改悪派遣法下でのたたかい
☆ パンプの活用
＞ 労働組合に配付して活用しているのでは？

□経済

- ・ 消費増税の再延期
- ・ TPP 関連法－継続審議

□教育関係

- ・ １８歳選挙権と高校生の政治活動・選挙運動規制
☆ リーフレットの活用状況等
＞ ６/２１ 東京東部 → 両国高校 １００部
６/１６ 三多摩 → 立川高校
同日 東京法律 → 双葉学園 １００部
宮川団員 高校教員に紹介
２万部発行のうち、東京支部関係では ５５００部、全国では ９０００部
高校教員の組織にはたらきかけてはどうか。
今後、６/２５ 渋谷共同 → 渋谷駅前 １３：００～
法律事務所としてリーフを配付することは選挙運動や「紛らわしい政治活動」ではない。
自由にできる。
- ・ 教員の政治活動
☆ 本部委員会との共同の取り組みが必要
＞ 文科省 ６．１ 通知の撤回を求める団長声明を出した。
臨時国会で、教員に対する罰則を設ける動きが出てくるので、対策が必要。文科省要請
行動は？ 都教育委員会への要請は？
７月６日 １３：００ 都庁第一庁舎集合
- ・ 道徳の教科化－道徳教科書の検定基準について

□刑事司法・弾圧関係

- ・ 刑訴法一括法案

☆団本部総括会議－ 7 月 2 7 日（水）午後 6 時

＞今市事件について、支援弁護団結成の方針

刑訴法改悪対策も？

- ・共謀罪創設へ向けての動き

＞参院選後の臨時国会で法案が出る可能性

法案の内容は今までと同じ？長期懲役 4 年以上の犯罪を対象に

これこそ日弁連が取り組む必要がある。周りから支える必要がある。

- ・少年法の適用年齢引き下げ

- ・ヘイトスピーチ規制法の成立

＞仮処分に使えた。

- ・部落差別解消法案の問題

- ・参院選弾圧対策

☆救援会都本部との参院選弾圧対策本部の活動

＞ 6 月 6 日、救援会都本部とともに、須藤支部長、長尾幹事長、横山次長とで、選挙管理委員会、裁判所所令状部、警視庁等に申し入れ

山添勝手連の活動に対して警察が干渉？一般市民による妨害も。

逆に、一般市民による選挙運動で各事務所に問い合わせ等が行く可能性もあり。

□都政問題

- ・舛添都知事の辞任と都知事選（7 月 3 1 日投票）

☆本日学習会

- ・東京オリンピック裏金疑惑

＞オリパラ都民の会 宣伝行動

6 月 2 8 日 8：00～9：00 都庁第一庁舎前

12：00～13：00 虎ノ門ヒルズ前

11 月 1 9 日 提言討論会

※宣伝行動に参加を呼びかける FAX ニュースを出す。

- ・立川生活保護受給者自殺問題

☆本部委員会との共同等

＞しばらく休会

- ・国民健康保険の国保調整金の問題

- ・横田オスプレイ配備問題

☆学習会の日程、場所等

＞まだ日程・場所決まらず。調整中。

連続学習会 7 月 2 0 日→7 月幹事会とかぶるので無理しない

8 月 2 4 日 18：30～ @東京労働会館

オスプレイ配備反対集会の決起集会

- ・リニア新幹線

□支部運営

○サマーセミナー－８月２６日(金)～２７日(土)，於・箱根湯本

- ・講師－中野晃一上智大学教授

☆講演内容等について

＞選挙が終わってみないとわからない。

- ・スケジュール，内容等

＞次回の事務局会議で検討する。

都知事選を受けて情勢討議、サマーセミナーの内容について討議

その後、北千住、東京東部 L/O の団員に事件や活動報告

黒岩団員、柿沼団員などに依頼

北千住法律事務所の弁護士に連絡して調整する。

懇親会 １人会費４０００円以内

○地域幹事会

- ・７月２０日（水），北千住地域

☆内容等

＞会場は決定。出席者を確保する。長尾幹事長から北千住 L/O に連絡。

- ・１１月２１日（月），日野地域

○支部運営

- ・団費減免と団費滞納者の件

＞２名の団員 → 病気・経済的理由で支部費免除

支部ニュースで、支部費免除の年齢に誤りあり。対象者にお詫びと訂正のニュース

- ・支部ニュース７月号の内容等

○日程等

- ・ソフトボール大会－１０月２８日（金）

会費の減免の訂正と請求の訂正

６月号支部ニュースに支部費減免の対象年齢について「古稀」と書いてしまいました。それは間違いであり、対象年齢は旧来どおり「喜寿」以降です。

間違った記載をしたことをお詫びいたします。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 期間	満年齢	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
	25歳～29歳	993	875	949	843
	30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
	35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
	40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
	45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
	50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
	55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
	60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

（SJ13-08976、平成25年11月11日）